

平成 25 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 ターボリナックスHD株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森蔭 政幸
 (コード 3777・JASDAQ)
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長
 飯富 康生
 (TEL. 03-5809-1850)

行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ

平成 25 年 5 月 30 日付にて発行いたしました当社第 13 回新株予約権につきまして、大阪証券取引所の規則にもとづき、行使価額修正条項付新株予約権として平成 25 年 5 月の月間行使状況を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第 13 回新株予約権 (5 月 31 日)

- (1) 銘柄名 ターボリナックスHD株式会社第 13 回新株予約権
 (2) 対象月間の交付株式数 0 株
 (3) 対象月間の行使額面総額 0 千円
 (4) 発行の払込時点における額面総額 49,000 千円 (4,900 個)
 (5) 対象月の月末時点における未行使残存額 49,000 千円 (4,900 個)
 (6) 対象月間における行使の状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使額面総額 (千円)
	新株 (株)	移動自己株式 (株)		
平成 25 年 5 月 31 日 (金)	—	—	970 円	—

(注) 発行の払込時点における発行済株式数 : 710,204 株 (うち自己株式数 : 0 株)

2. 行使制限に関する状況

大阪証券取引所の定める企業行動規範第 4 条、企業行動規範の取扱い 2 (1) ~ (6) までの定めによる行使制限 (注) の遵守状況について

① 全ての回数を合算した交付株式数 (株)	② 発行の払込日時点における上場株式数 (株)	③ 行使制限に係る行使比率 (=①/②) (%)
—	710,204 株	—

(注) 同規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる暦月の株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」旨の行使制限を定める

ものとしており、当社と山田至人及び渡部秀一が締結した「買受契約証書」においても、上記の行使制限を定めています。従いまして、行使があった場合には、本校に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示いたします。

以 上